5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
　4⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4⑴②の認定を受けていない構成員が4⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間　６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　設計共同体の名称は「（仮称）気仙沼市南郷地区災害公営住宅基本実施設計等業務○○○・△△××設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成24年10月26日付東日本賃貸住宅本部長公示）に示すところにより、技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成25・26年度を有効とする独立行政法人都市再生機構の建設工事及び測量・土質調査・建設コンサルタント等業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。
平成 24 年 10 月 26 日
独立行政法人都市再生機構
理事　菊地　和博
◎調達機関番号　599　◎所在地番号　14
1　工事種別及び業種区分
（建設工事）
建設工事の工事種別は、次に掲げるとおりとする（かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる建設工事の種類である。）。
①　建築工事（建築一式工事）
②　土木工事（土木一式工事）
③　電気工事（電気工事、電気通信工事）
④　管工事（管工事、水道施設工事）
⑤　造園工事（造園工事）
⑥　保全建築工事（建築一式工事）
⑦　保全土木工事（土木一式工事）
⑧　塗装工事（塗装工事）
⑨　防水工事（防水工事）
⑩　機械設置工事（機械器具設置工事、消防施設工事、熱絶縁工事）
⑪　畳工事（内装仕上工事）
⑫　ふすま工事（内装仕上工事、建具工事）
⑬　舗装工事（ほ装工事）
⑭　汚水処理施設工事（清掃施設工事、水道施設工事）
⑮　その他工事（大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、さく井工事、鉄筋工事、ＰＣ橋梁工事）
（建設コンサルタント等業務）
建設コンサルタント等業務の業種区分は、次に掲げるとおりとする。
①　測量
②　土質調査
③　建築設計
④　建築・工事監理
⑤　土木設計
⑥　土木・工事監理
⑦　補償
⑧　調査
2　申請の時期及び場所
⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、郵送方式により別記１に掲げる期間及び郵送宛先において申請を受け付ける。
なお、国土交通省等及び独立行政法人等が実施するインターネット方式により申請をする者は、申請者の本店所在地の区分に関わらず、平成24年12月３日から平成25年１月15日までに、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。
（建設工事）
https://www.pqr.mlit.go.jp
（建設コンサルタント等業務）
https://www.pqrc.mlit.go.jp
⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、平成25年２月１日以降随時、申請者の本店所在地の区分に応じ、郵送又は持参方式により別記２に掲げる提出場所（郵送宛先）において申請を受け付ける。
なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される建設工事についての一般競争入札方式に係る競争参加資格確認申請書又は建設コンサルタント等業務についての公募型プロポーザル方式又は公募型競争入札方式に係る参加表明書を提出している者であるときは、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した支社等（本社、各支社及び各地域支社をいう。以下同じ。）の別記２に掲げる提出場所等においても申請を受け付ける。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法
①　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・土質調査・建設コンサルタント等業務）」（以下「申請書」という。）は、平成24年11月１日から次のホームページアドレスにアクセスして、申請書様式をダウンロードすることにより入手することができる。
http://www.ur-net.go.jp/order/info.html
②　インターネットを使用して申請をする者は、２⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、平成24年11月１日から平成24年11月30日までにパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成24年11月１日から平成25年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。
⑵　申請書の提出方法　持参又は郵送により、申請書を提出する申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、提出すること。また、郵送による場合は、受付通知票に返信先（本店住所及び商号又は名称）を記入し、返信用切手を貼った上で提出すること。
申請書、添付書類の提出部数については、申請しようとする地区の数にかかわらず、それぞれ１部とする。
インターネットを使用して申請をする者は、２⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、⑴②においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴②において入手したパスワードを入力して送信するものとする。
（建設工事）
①　営業所一覧表
②　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書
③　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し
④　業態調書
⑤　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））
ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類
⑥　申請者が、その設立から５（建設工事）⑵①に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類